

J A 県央愛川からのお知らせ

新たな理事構成要件にかかる例外要件の適用について

(1) 新たな理事構成要件については、改正農協法で定める認定農業者と実践的能力者で理事の定数の過半数を満たさなければならない原則要件とその地区内において認定農業者が少ない場合には、農協法施行規則で規定された以下の例外要件①から④のいずれかを適用することとなっています。

当組合においては、正組合員である認定農業者数が理事定数の10倍を下回ることから例外要件②を適用することとします。

(2) 例外要件の内容

例外要件①	認定農業者以外の担い手を積極登用する場合 理事の6/10以上を、認定農業者、認定農業者に準ずる者、実践的能力者で構成し、かつ、3/10以上を、認定農業者、認定農業者に準ずる者で構成する。
例外要件②	正組合員の認定農業者数が理事定数の10倍を下回る場合 理事の過半を、認定農業者、認定農業者に準ずる者、実践的能力者で構成する。
例外要件③	例外要件②も困難な場合で行政庁の承認を得た場合 例外要件②の基準の過半を最大1/4まで引き下げる。
例外要件④	例外要件③も困難で、その「特別な理由」について大臣承認を得た場合 準ずる者の追加や過半の大幅引き下げ等が可能（ケースごとに判断）

(3) 正組合員である認定農業者数の公表

名称	県央愛川農業協同組合
設立年月日	昭和 57 年 7 月 1 日
当組合の組合員数 (平成 30 年 2 月 28 日現在)	正組合員数：1,135 人 准組合員数：3,794 人 合 計 数：4,929 人
当組合の理事定数 (第 37 期通常総代会終了時)	1 1 人
当組合の理事定数の 1 0 倍	1 1 0 人
当組合管内の認定農業者数 (調査日：平成 30 年 8 月 31 日)	2 1 人
うち正組合員である認定農業者	8 人

以上